

(写)

長門市告示第 137 号

令和 2 年 6 月長門市議会定例会招集告示（令和 2 年長門市告示第 104 号）の付議
事件に次のとおり追加する。

令和 2 年 6 月 26 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 26 号 令和 2 年度長門市一般会計補正予算（第 6 号）

第 27 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和 2 年 6 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

目 次

議案

第 26 号 令和 2 年度長門市一般会計補正予算（第 6 号）

第 27 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議案第 27 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 7 月 3 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

1 和解及び損害賠償の相手方

住所

氏名

2 和解の内容

長門市の責任割合を 100%とする。

長門市は損害を受けた相手方に対し、損害の解決金として 35,090 円を賠償するものとする。

なお、長門市及び相手方との間には、本件事故に関し、上記の損害賠償金以外に一切の債権債務がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の額 35,090 円

4 発生の原因となる事実

令和 2 年 6 月 3 日午前 11 時 30 分頃、市道白潟緑ヶ丘線側道において、草刈機を用いて路肩法面周辺の除草作業を行っていたところ、小石が弾き飛び、作業現場付近に駐車中の相手方自動車の助手席側ドアガラスに当たり、物的損害を与えたもの